

令和3年度 第6回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 3年 9月22日 (水)

場所 第二水産ビル 4F 会議室

1 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報 告

- 1) 令和4年度 農林水産予算概算要求について
- 2) 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会開催に関する考え方について (全国農業会議所)

3 協議事項

- 1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書 (原案) について

次回 令和3年度第7回常設審議委員会は、令和 3年10月25日 (木曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、かでの2・7 710会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

※ 農業委員会・農業会議が関連するものを中心に整理しています。

全体ベースでは、総額2兆6,842億円。
前年比で、3,792億円の増額要求となっている。

【農業委員会・農業会議に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
農業委員会による農地利用の最適化の推進	13,972	13,266	706
農業委員会交付金	4,718	4,718	前年同額
機構集積支援事業			
農地の出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化	3,497	2,791	706
農地利用最適化推進交付金	5,176	5,176	前年同額
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金	523	523	前年同額
農地調整等交付金			
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費	57	57	前年同額

【女性の農業者に関する予算関係】

単位：百万円

女性が変わる未来の農業推進事業	200	85	115
地域を牽引する女性リーダーの育成等			

【人材・新規就農に関する予算関係】

単位：百万円

人・農地等情報マッチング推進総合対策	14,641	4,832	9,811
機構集積支援事業 農地の出し手・受け手の意向等をタブレットで把握しデータベース化 農地の受け手を広く探して調整し、相続人も農地を安心して委ねられる仕組みの構築を支援			
新規就農者育成総合対策	23,605	20,501	3,104
旧農業次世代人材投資事業、旧農の雇用事業の新規組み替え 旧次世代（開始型） 経営開始資金として、最大1,000万円を支援 無利子融資、償還金を国と都道府県で支援 旧農の雇用事業 国 1/2、都道府県 1/2 雇用物の農業法人等に対し最長5年間支援 国 1/2、都道府県 1/2			
農業労働力確保総合対策	2,500	—	新規
令和2年度補正事業が新規事業として予算要求されている。			
経営継承・発展等支援事業	300	1,503	▲1,203
新規就農した際に100万円を交付する事業 国1/2 市町村1/2			
外国人材受入総合支援事業	387	369	18

【農地バンク・遊休農地に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
農地中間管理機構による農地集約化の加速	13,048	6,619	6,429
農地中間管理事業	6,188	3,134	3,054
農地バンクの現地コーディネーターの増員			
遊休農地解消緊急対策事業	1,806	—	新規
農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う。			
機構集積協力金交付事業			
最適土地利用対策（農山漁村振興交付金）	5,054	3,485	1,569
遊休農地の解消を行うことができる。	10,215	9,805	410

【人・農地プランに関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業	1,121	—	新規
人・農地プランの策定に向けた支援			
集落営農活性化プロジェクト促進事業	2,951	—	新規
人・農地プランの実現のための支援			
持続的経営体支援交付金	12,000	—	新規
旧強い農業・担い手づくり交付金（先進的農業経営確立支援タイプ） 融資残補助により、人・農地プランの中心経営体を支援			

【法人育成等に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
農業経営法人化支援総合事業	1,244	538	706

【経営所得安定対策・コロナ対策等に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
経営所得安定対策	265,499	272,473	▲6,974
事業内容に変更はない。 R02 289,311 ⇒ R03 272,473 ⇒ R04 265,499 となっている。			
水田活用の直接支払交付金	332,000	305,000	2,700
新たに水田リノベーション事業が組み込まれた。			
米粉・米の需要拡大	240	58	192
昨年度は、「米粉の需要拡大・米の民間規格の制定」 新型コロナウイルス感染症の影響緩和のため、米粉に加え、米の需要拡大が含まれたと考えられる。			
環境負荷軽減に向けた酪農経営支援対策	7,258	6,048	1,210
交付金単価が改訂 R02 飼料作物面積 1.5万円/ha 有機飼料作付面積 4.5万円/ha R03 とうもろこしに転換 88,000円/ha 牧草に転換 24,000円/ha 飼料作物面積 7,500円/ha 有機飼料作付面積 45,000円/ha			
外食産業の事業継続支援	1,000	—	新規
外食事業者の感染防止対策や業態転換等の支援。 在庫対策の一環と思われる。			

【スマート農業に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業	6,530	—	新規
スマート農業社会実装加速化のための技術開発・実証 スマート農業普及のための環境整備			
情報通信環境整備対策（農山漁村振興交付金）	10,215	9,805	410

【基盤整備事業に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
農業農村整備事業	394,575	333,256	61,319
農地耕作条件改善事業	29,350	24,790	4,560
農業水路等長寿命化・防災減災事業	31,467	25,813	5,654
農山漁村地域整備交付金	94,045	80,725	13,280
農山漁村振興交付金	10,215	9,805	410

【鳥獣被害対策に関する予算関係】

単位：百万円

事業名称	要求額	3年度予算	比較増減
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	16,027	12,179	3,852
鳥獣被害対策推進枠	1,904	1,045	8,059

令和 3年 9月 3日

令和3年度全国農業委員会会長代表者集会開催に関する考え方について（メモ）

全国農業会議所
農 政 部

〈会長大会と代表者集会の位置付け〉

- 農業委員会系統組織として開催する大会として、5月の全国農業委員会会長大会は概算要求に向けた政策提案を決議する大会として位置付けている。一方、11月下旬等の全国農業委員会会長代表者集会は農業委員会活動に関する研修会という位置付けが主であるが、時期的に予算編成前ということで、次年度予算の獲得にむけた要請書を決議している。

〈コロナ禍での大会実施状況〉

- 令和2年度全国農業委員会会長大会 中止。政策提案は5月の理事会決議、6月の通常総会で経営局長に意見の提出を実施し、終了後農林水産大臣に要請。
- 令和2年度全国農業委員会会長代表者集会 中止。
代替措置として、オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」を動画配信。
令和3年度予算への要請決議は、11月の会長会議で決議。
- 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会 YouTubeによるライブ配信。
政策提案は決議し、農林水産大臣、与党幹部に要請。

〈令和3年度代表者集会〉

- 12月 2日（木）にメルパルクホールを予約。
- 9月末までにホール使用の有無を決ればキャンセル料は発生しない。開催日までの60日を切った時点で50%を支払う。以降キャンセルしても返金無し。
- 東京をはじめとする、現在のコロナ感染状況をふまえ、代表者集会について、いくつかの農業会議から、東京に人を集めての大会はやめてほしいとの連絡有り。

上記の状況等を踏まえ、12月2日開催予定の全国農業委員会会長代表者集会については、昨年同様、「農地利用最適化研修会」を録画して一定期間動画配信を行い、予算獲得要請については、10月14日開催の会長会議で決議いただく方向で検討してはいかがか。

以上

地域の実態に即した施策の実現に向けた

要 望 書

(原案)

令和 3年11月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多 田 正 光

目 次

【 新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進 】

1. 食料の安定供給

【 優良農地の確保 】

1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築
2. 農地中間管理事業と特例事業の推進
3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

【 担い手対策 】

1. 人・農地プランの推進
2. 新たな新規就農対策の構築（レンタル農場（仮称）制度の創設）
3. 法人経営の継承対策の構築

【 6次産業化の推進 】

1. 6次産業化の推進について

【 スマート農業の推進】

1. スマート農業推進のための環境整備

【 農畜産物の首都圏への輸送力の確保 】

1. 鉄道輸送力の確保
2. 農畜産物の輸送費の抑制

【 農業委員会予算の確保 】

1. 農業委員会予算の確保

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望

本道農業・農村が今後も持続的に発展し、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むためには、安心して営農に取り組める施策の実現が不可欠であります。

そのため、地域の実態に即した施策の実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

記

【 新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進 】

1. 食料の安定供給について

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした、緊急事態宣言の発出、外出自粛要請、営業時間の短縮要請などによる外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、農産物の在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されるところである。

特に、米・乳製品の在庫の増大は、今後の米価・乳価への影響が考えられ、大規模化が進む本道農業においては、農産物価格の下落は、経営を左右することとなる。

そのため、農畜産物の消費回復・喚起に加え、在庫対策等を講じるとともに、経営の維持・発展等に向けた支援施策の継続と充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

【 優良農地の確保 】

1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築

民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正により、相続登記等が義務化されるなど所有者不明土地の解消に向けた対策が講じられたところである。

しかしながら、改正不動産登記法では、相続人である旨の申出を行った場合、10年間、登記の義務化が免除されるなど、登記名義人が確定しない状態が継続される可能性があると考えられる。

現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、農地における基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましいと考えられる。

そのため、所有権移転も含めた農地流動化施策を構築すること。

2. 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地について、所有者が当該担い手への農地の所有権移転を望む場合において、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

さらに、農地中間管理事業から農地中間管理事業の特例事業へ切り替えた場合であって、農地中間管理事業における残期間において、農地中間管理事業の特例事業の一時貸付けが継続される場合には、農地集積協力の返還措置を免除すること。

3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

「第6次エネルギー基本計画」においては、2030年における野心的な見通しとして、電源構成の36～38%再生可能エネルギーで賄う想定が示されている。

一方、「食料・農業・農村基本計画」では、2030年における食料自給率の目標45%を達成するためには、414万haの農地が必要とされているところである。

また、山林等においては、山林等有する防災上の意義を踏まえた上で、開発を行うことが必要である。

そのため、優良農地の確保や防災を前提とした再生可能エネルギー政策の推進を行うこと。

【 担い手対策 】

1. 人・農地プランの推進

令和3年5月25日に公表された「人・農地など関連施策の見直しについて(取りまとめ)」において、「人・農地プラン」の法定化や「目標地図」の実現に向けて、能動的アプローチへ転換することにより、体系的に農地の貸借等を進めるとされている。

しかしながら、本道においては、65歳以上の農家人口は、令和2年度において40%を占めている状況にあり、高齢農家に対し能動的アプローチをかけることは、地域の農業構造の崩壊を招くことが懸念される。

そのため、高齢農家の切捨てや地域構造の崩壊とならないような施策の展開を行うこと。

2. 新たな新規就農対策の構築(レンタル農場制度(仮称)の創設)

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。

また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。

そのため、新規就農者が貸借による安定的な農業経営を構築するため、また、多様な人材を確保する観点から、リモートワーク等により地域へ移住した者の副業の推進するために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度(仮称)」を創設すること。

また、新規就農時点において、農地の取得の意向が確定していない場合は、

農地中間管理事業の特例事業を活用し、当該農地の売渡時点において、レンタル農場として市町村等が取得する、又は新規就農者が取得することを選択できるようにすること。

3. 法人経営の継承対策の構築

本道には、3,700を超える農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度活用できる者は、筆頭株主に限定されており、本道における複数戸法人では筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

また、本道における複数戸法人の割合は、27%程度の1,000法人にとどまるが、農業産出額では、本道農業の全体の20%弱となっており、複数戸法人が占める割合が大きい。

そのため、複数戸法人による円滑な事業承継は、本道農業において、重要な担い手対策の一つと考えられることから、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

4. 農業次世代人材投資事業と農の雇用事業の継続

令和4年度農林水産予算概算要求において、農業次世代人材投資事業と農の雇用事業の予算では、これまでの国費定額から、都道府県負担、市町村負担が求められている状況にある。

両事業については、それぞれ制度創設前後における49歳以下の新規就農者数は、いずれの事業についても新規参入者・新規雇用就農者数は増加し、農業次世代人材投資事業においては、経営開始6年目には一定程度の収入が得られているとともに、農の雇用事業を活用した経営体では売上額が増加するなど、担い手の育成・確保に効果が発揮されており、地域における担い手対策の一翼を担っているところである。

しかしながら、今回、都道府県負担、市町村負担が求められたことにより、地域における格差が生じる可能性があるとともに、2年目以降の事業実施を予定していた担い手へ多大な影響を与える可能性が生じている。

そのため、農業次世代人材投資事業、農の雇用事業共に、これまでどおり、国費定額による予算措置を行うこと。

【 6次産業化の推進 】

1. 6次産業化の推進について

本道における地方都市における人口増加と人口減少においては、農業が安定し、農産物の加工などにより雇用を創出している地域では、人口が増加している一方で、産業構造が安定していない地域では人口が減少している状況にあり、産業構造の影響によるもの大きい。

農業における6次産業化の推進は、地域の産業構造の構築に繋がることから、農業者主導による6次産業化の推進のみではなく、地域の産業構造の構築を視野に入れた6次産業化を推進すること。

また、6次産業化に関する支援施策の十分な予算を確保すること。

【 スマート農業の推進】

1. スマート農業推進のための環境整備

本道における基幹的農業従事者の年齢構成は、表1のようになっており、65歳を超える従事者は全体の40%を超えている状況にある。

農林業センサスでは、70歳を境に基幹的農業従事者数が減少することから見ると、本道においては、間もなく大規模離農が発生する可能性が高い。

こうした状況を緩和するためには、スマート農業等、最先端技術の導入により離農年齢を引き上げることが必要である。

しかしながら、農村部の多い本道においては、スマート農業の展開に必要な5Gのエリアが未整備な地域も多い状況にある。

そのため、早急に無線基地局の整備など農地における情報通信環境整備を促進すること。

【 農畜産物の首都圏への輸送力の確保 】

1. 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量から見て、最適な手段である。

しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増している JR 北海道は、同社が単独では維持困難とする 13 区間のうち 5 区間を廃止する意向を示していることに加え、残る 8 区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

2. 農畜産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

【 農業委員会予算の確保 】

1. 農業委員会予算の確保

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。